

## 後発医薬品使用体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

1. 届出に係る後発医薬品使用体制加算の区分（いずれかに○を付す）

( )	後発医薬品使用体制加算 1（30%以上）
( )	後発医薬品使用体制加算 2（20%以上30%未満）

2. 後発医薬品の使用を促進するための体制の整備

後発医薬品の品質、 安全性、安定供給体 制等の情報を入手・ 評価する手順	
---	--

3. 医薬品の採用状況（平成 年 月 日時点）

① 全ての医薬品の採用品目数 （②+③）		品目
② 後発医薬品の採用品目数		品目
③ 後発医薬品以外の採用品目数		品目
後発医薬品の採用割合 （②/①）		%

[記載上の注意]

- 1 後発医薬品の採用について検討を行う委員会等の名称、目的、構成員の職種・氏名等、検討する内容、開催回数等を記載した概要を添付すること。
- 2 後発医薬品の採用品目の一覧表（上表3の②に該当する品目の一覧表）及び後発医薬品以外の採用品目の一覧表（上表3の③に該当する品目の一覧表）を添付すること。  
 なお、採用品目とは、当該保険医療機関において使用することを決定し、購入又は備蓄している医薬品の薬価基準上の品目をいう。  
 また、上表3の②の後発医薬品の採用品目数及び③の後発医薬品以外の採用品目数を計算するに当たっては、「診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品について」平成24年3月5日（保医発0305第14号）を参照すること。
- 3 2の一覧表には、通し番号、品目名及び規格単位を記載し、日本工業規格A列4番の用紙1枚当たり、50品目程度を目安に記載して添付すること。